

東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例

東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「6, 800 円」を「7, 300 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東近江市職員の特殊勤務手当に関する条例は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。